

明石市第3次地域福祉計画 骨子案

施策 1	地域福祉活動組織の支援と連携促進	1
■	重点事業	
1-1	地域福祉活動の啓発、活動支援と組織間の連携、調整	
1-2	まちづくり施策との連携、調整	
1-3	活動拠点の確保支援策の検討	
施策 2	市社協と連携した地域福祉の担い手の養成	5
■	重点事業	
2-1	市社協のボランティアセンターの活動支援	
2-2	元気高齢者への地域福祉活動啓発、支援	
2-3	市社協と連携したNPO、学生ボランティアの活動促進	
施策 3	人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実	9
■	重点事業	
3-1	災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大	
3-2	障害者の地域生活の支援	
3-3	地域ぐるみの生活支援のしくみづくり	
3-4	地域ぐるみの生活困窮者支援	
施策 4	総合相談拠点の整備や支援体制の充実	13
■	重点事業	
4-1	地域包括ケアシステムや生活支援サービスの構築に向けた取り組み	
4-2	高齢者や障害者の総合相談体制や権利擁護の充実	
4-3	地域ぐるみの認知症支援	
□	計画の進行管理	17
	市と市社協の連携・協力による進行管理	

(用語解説)

施策 1 地域福祉活動組織の支援と連携促進

■ 現状と課題

地域福祉活動の中心組織づくりに受け継がれた市民会議

○本市は、市民会議参画の元で第1次計画（平成18（2006）年度）を策定し、そのメンバーが計画の実践を担ってきました。市民会議は地区社協の部会組織に移行するなど、人材や取組みが地域福祉活動の中心組織に受け継がれ、現在も継続的に活動を行っています。

表 地区社会福祉協議会の活動

地区社会福祉協議会		松が丘小	朝霧小	大蔵地区	錦城地区	大観小	王子小	林小	貴崎小	花園小	藤江小	和坂小	鳥羽小	沢池小
委員会・部会の設置		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業実施	ミニケア・ふれあいサロン数	5	3	3	4	1	2	4	3	2	9	6	1	1
	福祉啓発事業	○	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-
	福祉スクール	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
	ふれあい会食事業	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	ふれあい訪問事業	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	ボランティアサポーター数	1		2	1			2	1	1	1	3	1	
	ボランティア交流会	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○
ブロック		明石ブロック					西明石ブロック							

		大久保地区	大久保小	山手小	江井島	高丘地区	魚住東地区	魚住地区	二見地区	
委員会・部会の設置		-	-	-	-	-	○	○	○	
事業実施	ミニケア・ふれあいサロン数	4	12	7	2	13	8	6	2	
	福祉啓発事業	-	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉スクール	-	○	○	○	○	-	-	○	
	ふれあい会食事業	○	○	○	-	○	-	○	○	
	ふれあい訪問事業	-	-	○	-	-	-	○	-	
	ボランティアサポーター数	4	1		1	3	3	3	6	
	ボランティア交流会	○	○	○	○	○	○	○	○	
ブロック		大久保ブロック					魚住・二見ブロック			

各地区で進む地区社協の体制づくり

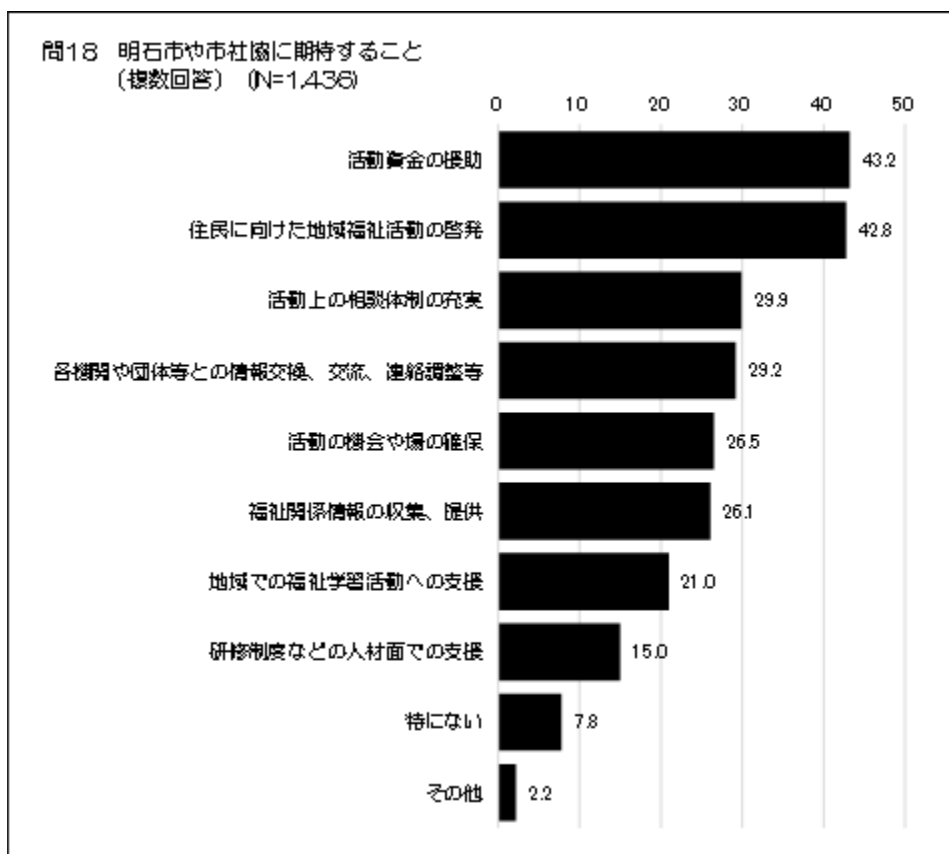
- 平成 24（2012）年度に 12 であった地区社協は、小学校区への分割が進み、平成 27 年度には 21 地区となっており、住民主体の中心組織づくりが進んでいます。小地域に分割されていくことで、地域特性がより鮮明となり、各地区に合わせた支援が必要となります。
- 市社協は、地区担当職員を配置して（平成 27 年度 7 名体制）、地域福祉活動の旗振り役である地区社協の活動を支えています。地区担当職員は、課題解決に向けた地区社協の活動を支えるとともに、地域の困りごと相談窓口や地域福祉コーディネーターとしての役割を果たしています。
- また、地区担当職員 7 名全員がボランティアセンター事業等との兼務であり、市社協では「地区社協活動計画づくりとその実践」を目標として、中学校区ごとの職員配置をめざしています。

地区担当職員の機能拡充と配置の促進

- 本市では法制度の変化に対応して、平成 29（2017）年度に向けて介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入をめざしています。市社協では、平成 27（2015）年度に 2 地区でモデル事業をスタートさせており、地区担当職員が事業の立ち上げを支援しています。
- 国の示す新事業では、地域において生活支援等サービス提供体制構築に向けたコーディネート機能を果たす者を生活支援コーディネーターとして、その機能を定義しています。本市においても、新事業導入に向けて、地域担当職員について生活支援コーディネーターの機能を拡充し、配置を促進することが求められています。

まちづくり施策との連携、調整

- 本市では、協働のまちづくり推進組織による住民主体のまちづくり活動を支援しています。地域福祉活動は、まちづくり活動における中心課題であることから、まちづくり施策と地域福祉施策が縦割りにならないように、住民本位の視点で施策連携が求められています。
- 明石市や市社会福祉協議会に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが期待されています。



(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

担い手のニーズ把握調査から

○対象者などの困りごととしては、通院、買い物等の生活支援や、健康管理や介護、人のつながりが弱いことによる緊急災害時の不安等が上げられています。

○明石市や市社会福祉協議会に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが上げられています。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

○市社協では山手、藤江の 2 地区を新総合事業のモデル地区として、地区社協とともに地域の資源収集から始めています。事業を導入していくにあたり、どのように進めていくか現場職員の対応が難しい、行政主導、専門職主導ではなく、地域ぐるみで進めていかないと上手くいかない、といった意見があります。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成 27 年 7 月)

■ 重点事業

1-1 地域福祉活動の啓発、活動支援と組織間の連携、調整(2次計画から拡充)

- 市社協を通じた地域福祉活動団体への支援、啓発活動
- 地域福祉活動団体間や行政、各関係機関との連携充実
- 生活支援コーディネーター配置検討等、市社協の相談体制強化へ向けた支援

1-2 まちづくり施策との連携、調整(2次計画から継続)

- 市民協働推進室、コミュニティ創造協会等まちづくり施策関係機関との連携

1-3 活動拠点の確保支援策の検討(2次計画から継続)

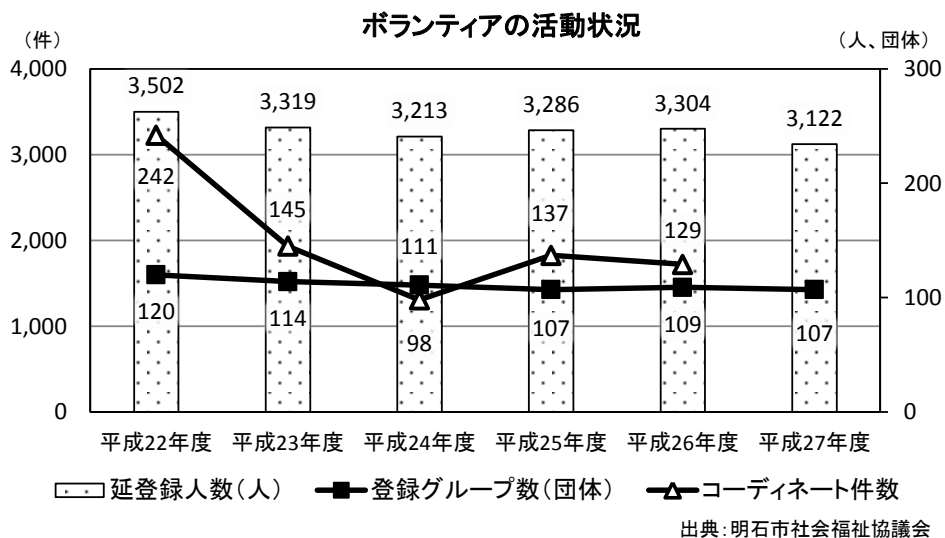
- 活動拠点確保支援策について関係機関と検討

施策 2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

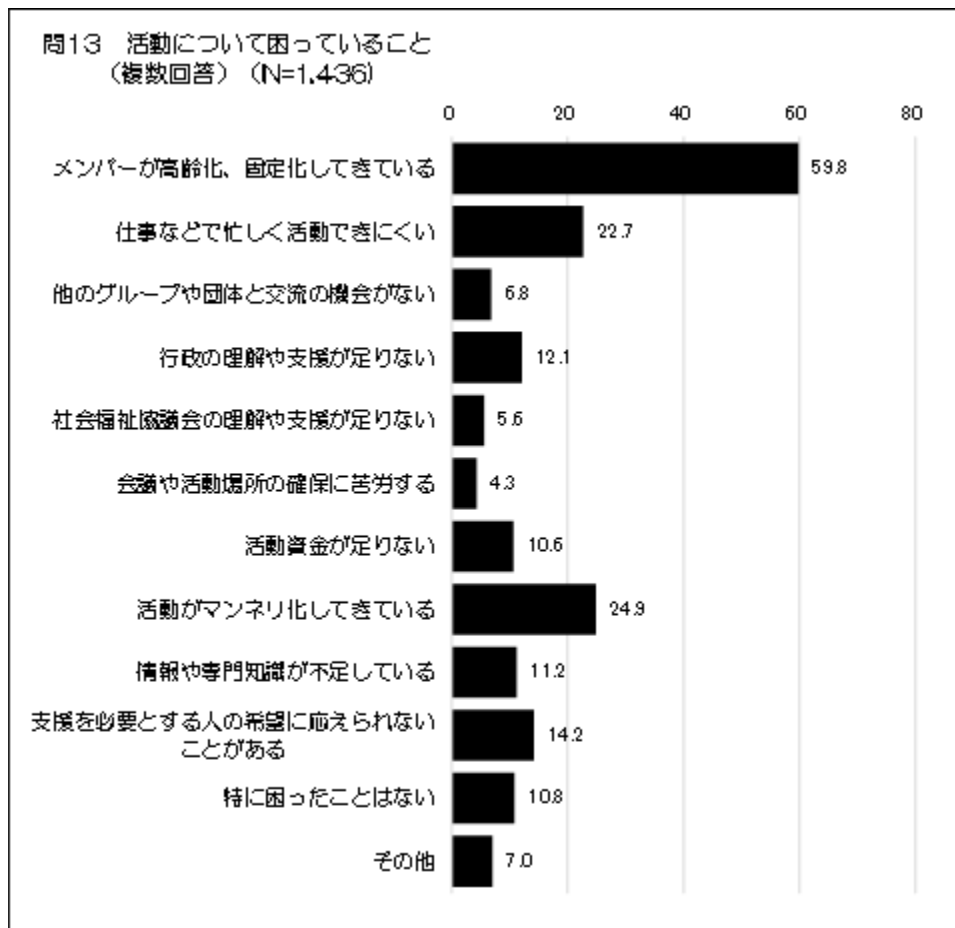
■ 現状と課題

求められている担い手の裾野を広げる取組み

○本市では、市社協のボランティアセンターの活動支援を通じて、地域福祉活動の担い手確保を図っています。

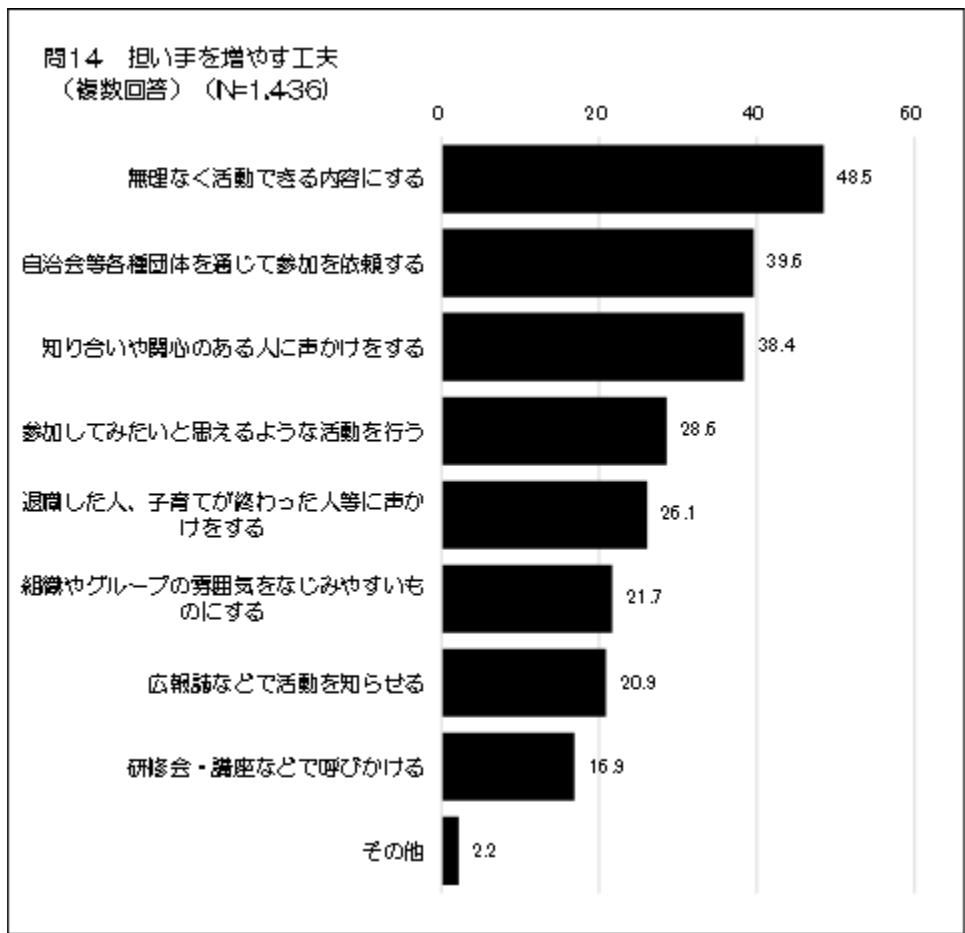


○担い手ニーズ把握調査からみると、活動で困っていることは人材の高齢化や固定化が突出しており、その他にお金、場所等が続いています。若い世代の参加促進や世代交代が課題となっており、活動の活性化に向けた支援策が求められています。活動に関わる意識として、約7割に今後も活動を続けたいという意向がある一方で、全体の約6割が負担感を感じており、負担軽減策が求められています。



(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成27年7月)

- 市社協では、学校現場における福祉体験学習や福祉スクールによる次世代の担い手養成や、身近な地区単位のボランティア交流会によって、裾野の拡大に取り組んでいます。
- 新たな取り組みとして、本市と市社協が共同してあかねが丘学園の講座を担当しており、団塊世代をターゲットとした担い手確保策をスタートさせています。
- 市社協では、今後中学校区ごとの高齢者大学との関わりを持つ方向も見据えながら、新たな担い手確保策の検討を進めています。
- 担い手ニーズ把握調査からみると、担い手を増やす工夫として、「負担感軽減」、「自治会との地域連携」、「活動経験者からの声かけ」、「退職者や子育てが終わった人など新しい層への働きかけ」、「広報の工夫」などが上げられています。



(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成27年7月)

担い手のニーズ把握調査から

- 担い手の年齢をみると 65 歳以上が 6～8 割を占めており、高齢者が地域福祉活動を支えています。高齢化とメンバーの固定化が生じており、若い世代の参加促進や世代交代が課題となっています。
- 担い手が活動で困っていることは、人材の高齢化や固定化が突出しており、お金、場所等が続いています。活動の活性化に向けた支援策が求められています。
- 活動に関わる意識として、約 7 割に今後も活動を続けたいという意向がある一方で、全体の約 6 割が負担感を感じており、負担軽減策が求められています。
- 担い手を増やす工夫として、「負担感軽減」、「自治会との地域連携」、「活動経験者からの声かけ」、「退職者や子育てが終わった人など新しい層に働きかけ」、「広報の工夫」などが上げられています。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

- 「NPO は明石市や市社協と一緒にあって、新しい事業が起こしやすい」「明石市と一緒に新しい事業に取り組める NPO でありたい」といった意見があります。また、まち作り協議会などの地域組織と一緒に取り組んでいる実績を活かして、「NPO のノウハウを活かして地域の活動を支援したい」といった意見があります。
- ボランティアをやりたい学生は沢山いるなかで、大学のボランティア支援室は学生に知られていないことから、「大学のボランティア支援室との連携を図ってはどうか」といった意見があります。
- 高校ボランティア同好会には、「継続して関わっていききたいことから高齢者施設との橋渡し役になって欲しい」といった意見があります。また、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、「生徒が通学途中で気軽に参加できるような身近なボランティア活動をしたい」「学生ボランティアの活動に対して、交通費やお弁当代などの活動助成を行って欲しい」といった意見があります。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成 27 年 7 月)

■ 重点事業

2-1 市社協のボランティアセンターの活動支援(2次計画から継続)

- 市社協を通じてボランティアセンターの活動を支援
- ボランティアセンター活動についての広報、啓発活動

2-2 元気高齢者への地域福祉活動啓発、支援(2次計画から継続)

- 市社協、あかねが丘学園等関係機関と連携し、定年退職者等を対象とした地域福祉活動に関する啓発活動
- 民生委員児童委員欠員へのすみやかな補充

2-3 市社協と連携したNPO、学生ボランティアの活動促進(新規事業)

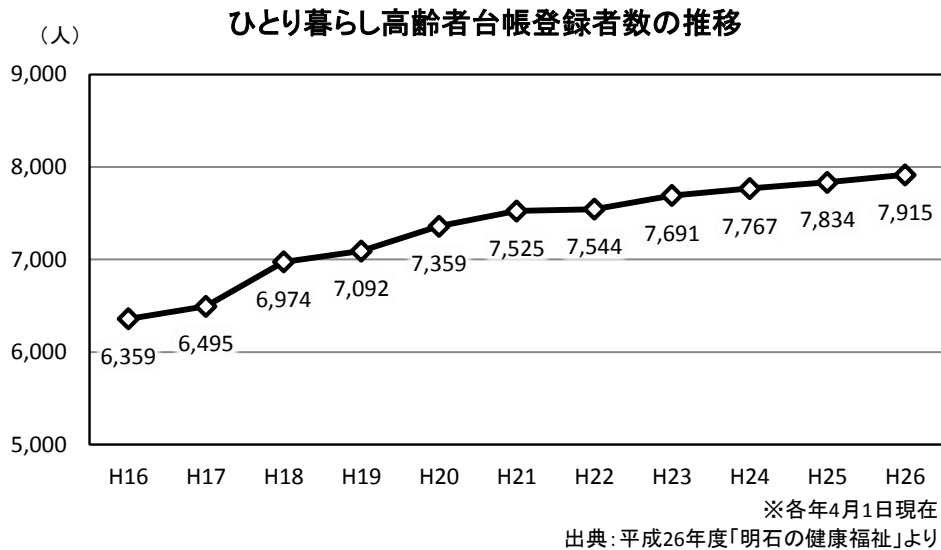
- 市社協とともに、NPO、学生ボランティアへの活動支援策を検討
- コミュニティ創造協会や大学、高校との情報交換、連携

施策 3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

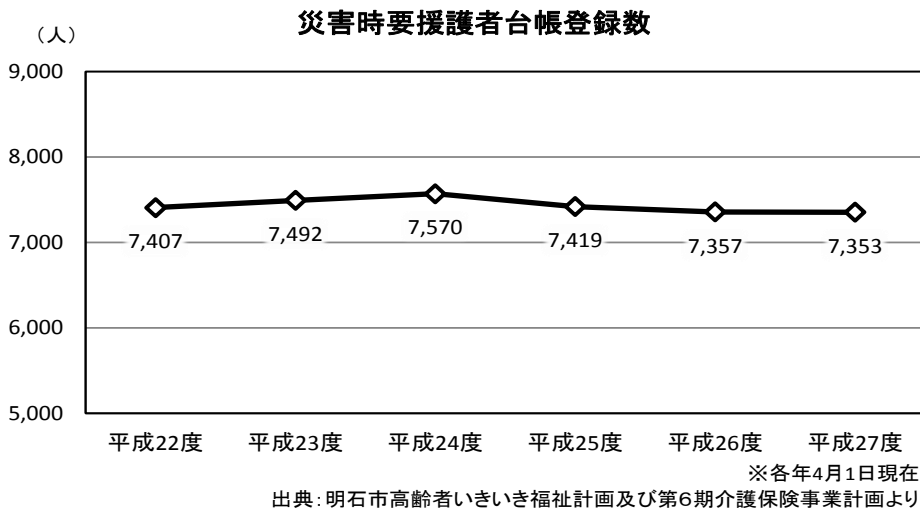
■ 現状と課題

日常の見守りから緊急災害時の支援の拡大

- 本市では「要配慮者支援マニュアル」に基づき、要配慮者情報の収集や登録、地域との共有を図っています。「災害時要援護者ガイドライン」に基づき、避難支援体制・個別支援計画づくりを支援しています。
- 民生児童委員協議会において障害者の避難地図づくり、市社協では災害ボランティアの登録、自治組織では防災訓練において災害時要援護者の避難訓練を取り入れる地域が増えています。
- 日常生活の見守りから緊急災害時までを範囲とした、地域ぐるみの要配慮者支援の取組みを広げていくことが求められています。



災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳登録者数の推移

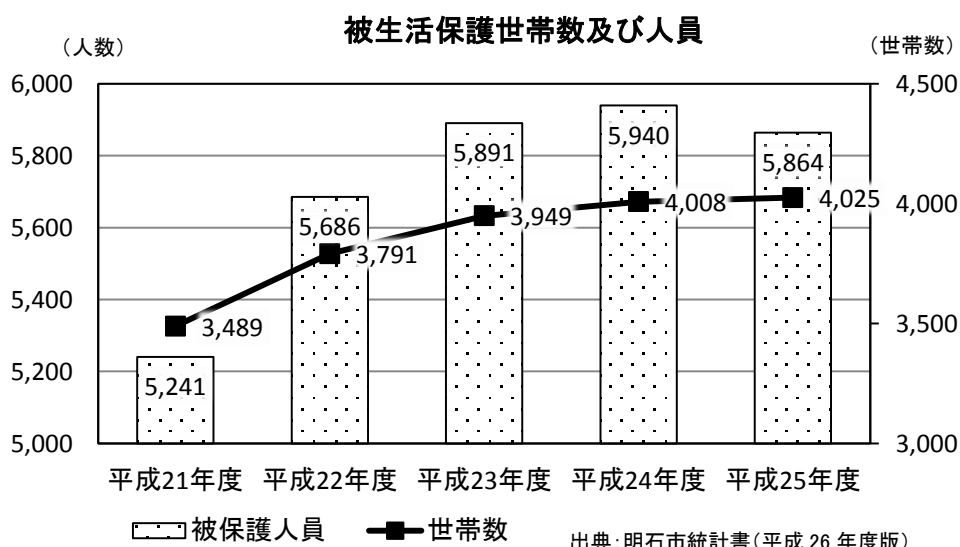


障害者の地域生活の支援

- 障害者作業所では、自治会に入って清掃活動に参加する、バザーを開いて地域住民に来てもらうなど、障害者を理解してもらう働きかけを行っています。しかし、障害者福祉に係る NPO からは「障害者について地域の理解を得ることが難しい」「障害者施設は物件を借りることが難しい」といった意見があります。
- 相談機関からも、特に「精神障害者に対する理解が進んでいない」といった意見があり、障害者と地域の橋渡しをするなど、地域における障害者理解の促進が求められています。

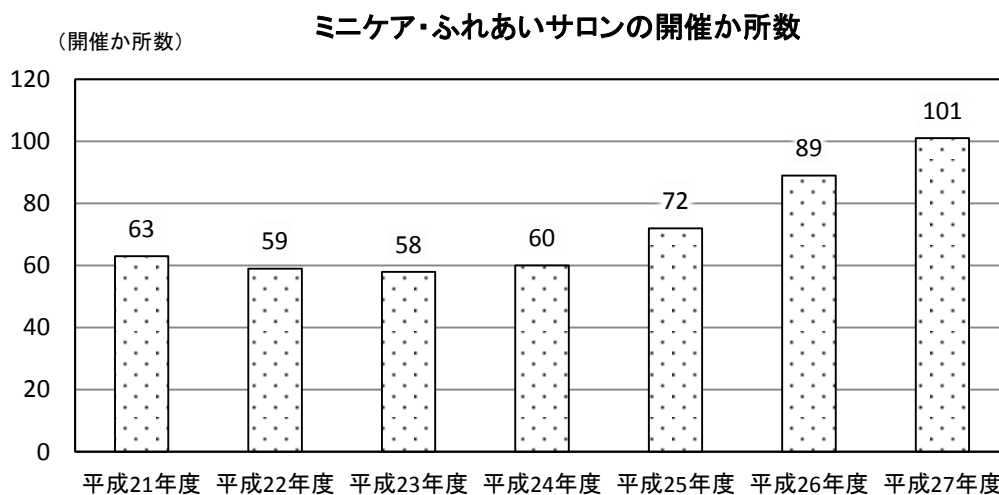
地域ぐるみの生活困窮者支援

- 本市では、生活困窮リスクの高い層の増加を踏まえて、生活保護に至る前の自立支援を図るために、自立相談支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金事業、学習支援事業等に取り組んでいます。
- これらの事業を実施するとともに、生活困窮者の早期把握や見守りを行う地域ネットワークを構築することで地域ぐるみの生活困窮者支援が求められています。



孤立を防ぎ人のつながりを創り出す活動

- 市社協では「花見会」「ミニケア・ふれあいサロン」など、高齢者の孤立を防ぎ人のつながりを創る活動を支援しています。地区社協の小学校区化とともに、自治会単位のサロンが立ち上げられており、毎年増加しています。集いの場に出てくることが難しい人のために、「ふれあい訪問事業」を実施しており、9地区で日常生活の見守りを行っています。
- 相談機関からは、参加者の高齢化が進んで送迎が必要な段階になっている、歩いて行ける身近なサロンの開設が求められている、といった意見があります。
- 要支援1・2の高齢者等について、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められています。生活支援サービス基盤整備事業の実施により、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要です。



出典: 明石市社会福祉協議会

担い手のニーズ把握調査から

- 地域福祉活動の対象者をみると、現状では高齢者の活動が多くなっており、ニーズに基づき、障害者、介護者、子育ての方に対象を広げていく事が考えられます。
- 対象者などの困りごとは、通院、買い物等の生活支援や、健康管理や介護、人のつながりが弱いことによる緊急災害時の不安等があります。

(担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月)

- 障害者福祉に係る NPO からは、「日常的な交流の場をつくって、障害者に対する意識を変えていきたい」といった意見があります。
- 障害者の相談機関についても、作業所は施設を開いていくことで地域の理解を広げていきたいと考えており、「作業所と地区社協をつないでいきたい」と行った意見があります。日常生活の身近なものとして、障害者に触れるカリキュラムが必要である、明石市は幼児教育、小中学校で障害児と一緒に学んでいる、その環境を障害者理解の場として活かしたい、といった意見があります。「障害児の療育を充実させたい」「子育て支援に係る団体との連携を広げたい」「孤立しがちな中途障害者を支援していきたい」といった意見があります。
- 高齢者の食事支援に係る団体からは、「地域包括ケアの食を支えたい」「地域の居場所や介護予防に取り組みたい」といった意見があります。
- 高齢者の相談機関からは、新しい集合住宅は人のつながりが弱く、誰が住んでいるのか分からない状況である、震災復興住宅、公営住宅は特に高齢化が進んでおり、生活困窮層も多いなど、「地域の特性によって、さまざまな課題を抱えた地域がある」といった意見があります。
- 相談機関からは、サロン参加者の高齢化が進んで送迎が必要な段階になっていることから、「歩いて行ける身近なサロンの開設が求められている」といった意見があります。在宅介護支援センターや地域組織と連携して高齢者の孤立を防ぐサロンの立ち上げを働きかけていきたい、サロンに出てくるのが難しい高齢者に対して、ふれあい訪問を広げていきたい、といった意見があります。

(担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成 27 年 7 月)

■ 重点事業

3-1 災害時要援護者(避難行動要支援者)支援の拡大(2次計画から拡充)

- 自治会、町内会への名簿取得に向けた働きかけ
- 自治会、町内会と民生児童委員協議会との地域連携支援

3-2 障害者の地域生活の支援(2次計画から拡充)

- 障害者手話言語コミュニケーション条例、(仮称)障害者差別解消条例に基づいた取り組みの実施
- 地域における障害者理解を深めるための取り組み

3-3 地域ぐるみの生活支援のしくみづくり(介護予防・日常生活支援総合事業) (新規事業)

- 地域包括ケアシステムの概念を基に、地域における生活支援のしくみづくりについて、各関係機関と協議、検討

3-4 地域ぐるみの生活困窮者支援 (新規事業)

- 多様な課題を抱えた生活困窮者に対する相談支援体制の構築

■ 現状と課題

地域包括ケアシステムの構築と生活支援サービスの構築

- 地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に供給されることで、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることを目指すものです。
- 本市では、2つのブロック（明石・西明石ブロック、大久保・魚住・二見ブロック）の総合的な拠点として「地域包括支援センター」を運営しており、市社協と医師会がセンターの運営を担っています。中学校区圏域では、在宅介護支援センターが身近な拠点となっています。在宅サービスゾーン協議会において、フォーマル、インフォーマルサービスの連携を図っており、在宅介護支援センターが事務局を担っています。
- 本市では、地域包括支援センターのあり方について検討が進められています。また、要支援を対象とした新事業に対応するために、平成29（2017）年度導入をめざして「生活支援サービスの基盤整備モデル事業」に取り組んでいます。

ワンストップ総合相談拠点と身近な困りごと相談

- 本市では、全市における障害者の相談拠点として、「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」を市社協に委託し運営しています。障害者や事業所が参加する地域自立支援協議会の事務局として、課題解決に向けた情報交換や、新たなサービス開発の取組みを支援しています。
- 総合福祉センターにおいて、高齢者や障害者の生活支援や権利擁護のために、「後見支援センター」が開設されています。「基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」、「後見支援センター」「地域包括支援センター（市東部）」が揃うことで高齢者、障害者のワンストップ総合相談拠点となっています。
- 将来的には、後見支援センターにおける未成年後見の相談支援を含め、児童・高齢・障害等の各分野を包括的に捉え、権利擁護機能を高めた総合相談支援体制の構築を図っていく事が課題となっています。

後見制度の普及や合理的配慮の実現など権利擁護の取組み

- 市社協は「日常生活支援自立支援事業」を実施しており、判断が困難な高齢者や障害者の金銭管理や福祉サービス利用の相談を支えています。
- 後見支援センターは、権利擁護の担い手を広げるために権利擁護支援員として市民後見人養成講座を実施しています。また、市社協による法人後見実施を予定しており、権利擁護や後見制度を広げようとしています。
- 本市では「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を制定し、(仮称)「障害者差別解消条例」制定に向けた検討を行っています。合理的配慮に対する理解を広め、障害者と一緒になって実現をめざす取組みが求められています。

地域ぐるみの認知症施策の推進

- 国は「新オレンジプラン」を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。
- 本市においても、認知症支援に関する地域ぐるみの施策を地域福祉計画に位置づけ、取り組んでいくことが求められています。市社協では、民生委員児童委員をはじめ、多くの方の協力を得て、「徘徊・見守り SOS ネットワーク事業」を実施するなど、地域ぐるみの認知症施策を進めています。

地域福祉活動の財源確保

- 景気の後退や地縁の希薄化などを背景に、社協会費や共同募金の額が、ここ数年目標額を下回っています。
- 共同募金配分事業では、市社協における広報活動や車いす貸出事業、福祉機器リサイクル事業等のほか、地区社協活動費や各種団体への活動助成等に配分しています。
- 自主財源確保の面から、社協会費の確保や共同募金の推進、介護保険事業の収益の維持を図っていくことが課題となっています。

情報発信手段の拡充

- 市社協の取組みについて住民の参画や理解を得ていくため、広報紙やホームページなど、多様な情報発信の更なる充実を図る必要があります。

プロパー（専従）職員を中心とした体制づくり

○地域の特性に根ざしたきめ細やかな対応が果たせるように地区社協における事務局機能を高めるため、市社協において地区担当制の導入による支援体制を構築する必要があります。

○地域やボランティアと市社協との協働関係を継続的に深めていけるよう、地域福祉の専門性のある職員を中心とした体制づくりが課題となっています。

担い手のニーズ把握調査から

○地域における連携先として、自治会・町内会に加えて、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどが上げられています。

○実際の相談先は、仲間や身近な間柄が中心となっており、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどの専門職は気軽な相談先とはなっていないことがうかがわれます。

○明石市や市社会福祉協議会に期待することでは、活動助成、市民の啓発、相談体制、団体や組織間の連携調整、場所の確保、情報提供などが期待されています。

（担い手アンケート調査 対象：地区社協、ボランティア、民生委員児童委員、自治会等 時期：平成 27 年 7 月）

○高齢者の相談機関から、以下のような意見があります。身寄りのない認知症や精神障害者、触法者など、地域で支えきれない困難なケースの相談が増加するに伴い、自治会代表などの地域リーダー、キーパーソンに負担が集中しており、専門職の支援がないと地域だけで支えることは難しくなっています。

○市社協の地域包括支援センターでは地域診断「地域アセスメント」を実施し、中学校区単位の課題を整理しており、結果を基に地域課題の解決に向けて、在宅介護支援センターと連携して取り組んでいきたい、と考えています。明石市における包括支援センターの在り方検討において、在宅介護支援センターとの役割分担が求められています。

○高齢者福祉事業所において、認知症カフェの取組みが広がりつつあります。「包括からも職員が参加し、運営を支援していきたい」といった意見があります。

○地域包括支援センターでは、ごみ屋敷の対応において明石市の住宅課と連携して解決に当たっています。保証人がいないひとり暮らしの高齢者に対して入居拒否があって賃貸住宅を借りることが難しいなど、地域包括ケアの住まいの課題についても対応が求められています。

（担い手ヒアリング調査 対象：NPO、ボランティア団体、学生ボランティア、相談機関 時期：平成 27 年 7 月）

■ 重点事業

4-1 地域包括ケアシステムや生活支援サービス構築に向けた取り組み(新規事業)

- 地域包括ケアシステムや生活支援サービスの構築実現に向けた、関係機関と連携調整

4-2 高齢者や障害者の総合相談体制や権利擁護の充実(2次計画から拡充)

- 総合相談窓口の広報、啓発活動
- 市社協への体制強化に向けた支援

4-3 地域ぐるみの認知症支援(新規事業)

- 市社協を通じた、地域福祉活動団体への支援、地域における認知症支援の充実
- 認知症サポーターキャラバン等認知症理解を深めるための取り組み支援

□ 進行管理

市と市社協の連携・協力による進行管理

用語解説

市民会議（地域福祉推進市民会議）

市民会議委員は13中学校のグループで構成され、平成17年度の第1次計画策定に参画しました。当初108名からスタートし、平成22年度には170名となり活動の輪が大きく広がってきました。地域福祉推進アドバイザーをはじめ、ファシリテーター役を担う中学校区担当ワーキンググループ（市・市社協の若手職員）、コンサルタントを配置し、行政と市民、市民と市民が一丸となって計画の実践に取り組んできました。

市民会議のメンバーは第2期計画期間中に、地区社協やまちづくり組織などの部会に移行して、活動を終了しています。

地区社会福祉協議会（地区社協）

市社協の地域福祉活動計画では、地区社協を「それぞれの地区における、地域福祉活動の中心組織」として位置付けています。地区社協は、支え合いの輪を広げ、安心して暮らせる地域づくりを目指す「地域福祉活動の旗振り役」としての役割を果たすことが期待されています。

地区社会福祉協議会の役割 地域福祉活動の旗振り役

- ① “輪を広げる” 団体間の活動をつなげて輪を広げる
- ② “窓口となる” 市や市社協、関係機関につなげる窓口となる
- ③ “場をつくる” 地域福祉の課題を共有する住民参加の場をつくる
- ④ “計画をつくる” 地区の課題解決に向けた計画づくりの中心となる

地区担当職員（地域福祉コーディネーター）

地区担当職員の役割は、①地区社協の事務局支援、②市社協や市などにつなぐ相談窓口、③団体間のコーディネート（連携調整）であり、地区社協とともに地域福祉の課題解決をめざしています。市社協の活動計画では、地区社協の活動支援やつなぎ役となる地区担当職員を段階的に配置するとしています。市は市社協と連携して、地域福祉コーディネーターとなる市社協の地区担当職員の配置を支援しています。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

本市では、平成29（2017）年度に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の導入をめざしています。市社協では、平成27（2015）年度に山手地区、藤江地区でモデル事業をスタートさせており、地区担当職員が事業の立ち上げを支援しています。

要支援者等には、地域包括支援センターによるケアマネジメントの実施により、訪問型・通所型サービスのほか、配食、安否確認などの生活支援サービスの利用や体操教室等の一般介護予防事業などといった多様なサービスを一体的に提供することになります。新しい総合事業に、地区社協、民生委員児童委員、ボランティアなどの地域住民が参加することによって、地域ぐるみで人のつながりや支え合いの仕組みをより強化していくことが求められています。

国では、生活支援コーディネーターについて「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定義しています。コーディネート機能は、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、以下のように示しています。

- ①担い手の組織化や担い手によるサービス開発支援
- ②担い手間、支援者間のネットワーク化
- ③地域のニーズと地域資源のマッチング

あかねが丘学園

明石市立高齢者大学校あかねが丘学園は、高齢者の教養の向上、生きがいの創造、地域社会活動の指導者養成を目的に設立された大学校です。60歳以上の高齢者を対象に、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会活動など、地域づくりに活躍する人材の育成を目標としています。本市の地域福祉及びコミュニティ担当と市社協が、地域福祉に係る講座を担当しており、卒業の地域福祉活動への参加を支援しています。

福祉スクール、福祉体験学習

福祉スクール、福祉体験教室は小中学生を対象とした体験、気づきの場であり、障害者や介助者が教師役となって車いすやアイマスク体験を行うなど、次代を担う世代に働きかけを行っています。地区社協を運営主体として、全市に活動を広げていくことをめざしています。

フォーマルサービス

国や地方公共団体など公的機関が行う法律などの制度に基づいたサービス。例、介護保険に関わる事業、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金等貸付事業など。

インフォーマルサービス

地域住民やボランティアが行う制度外の援助サービス。例、ボランティアセンターを拠点とした事業、地区社協活動の推進など。

合理的配慮

障害者が、その障害の特性に応じて他の者と平等にサービスなどを得るために必要となる変更や調整。例えば、公共機関の利用では、車いす利用者向けのスロープや知的障害者に分かり易い案内表示の設置、視覚・聴覚障害者などの障害に応じたコミュニケーション支援の提供が必要になる。民間事業者については、合理的配慮について過度の経済的な負担を課さないものとしている。

日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な人（契約ができる人）について、生活支援員が福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等をあわせて行う仕組み。市社協では、事業利用者50名、生活支援員7名の実績となっている（平成27（2015）年度）

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害など、判断能力の不十分な方々を保護し生活を支援する制度。日常の金銭管理や財産の管理（金銭管理）、介護サービスの契約など（身上監護）を本人に代わって行う。